

[時評]

理 事●中島 公博

「傾聴」について考える

精神科のイメージは患者さんの話を聞くことだろうと思います。平成27年春の精神科医を主役としたドラマ、「Dr.倫太郎」の堺雅人さんが「いい精神科医ってなんだろう。人の話を寄り添って聞く人なんだろうなあ」とコメントしていました。精神科の中で「傾聴」は、支持・受容・保証とともに、精神療法の重要な要素であることは論をまちません。といっても、「傾聴」の仕方や時間などが具体的に決まっているわけではありません。筆者が外科から精神科に移った頃、教授のベシュライバーについていて、精神療法ってどんなものだろうと考えていましたが、いまだによくわかりません。「話を聞くだけなら私でもできる」と母に言われたこともあります。

カウンセリングを希望する患者さんが実に多いです。ある年配の女性患者さんとのやりとりのなかで、「黙って聞きなさい、話を聞くのが精神科医の役目でしょう」とお叱りを受けたこともありました。「傾聴」の時間が足りなかつたのかもしれません。筆者の病院には臨床心理士が多数在職していますが、個別の心理療法、カウンセリングが追いつかない状況です。そこで、当院では看護カウンセリングを実施しています。当院独自のカリキュラムを修了したベテラン看護師にカウンセリングナースの資格を与え、心理療法までは必要なく、夫婦間、職場の人間関係などの悩みを抱えている患者さんを対象に、「傾聴」を主体としたカウンセリングを行っています。医者はなかなか時間がとれないで、カウンセリングナースがじっくりと患者さんの話を「傾聴」することによって、医療全体の満足度が高いものになっています。

傾聴療法士という資格があるようです。NPO法人日本精神療法学会によれば、「心身に不安や悩みをもつ人も、安心して語れる人と場所があれば、精神的安定を覚え心にゆとりが出て、その人

なりの人生を送ることができます。そんな風に人の話が聴ける人が傾聴療法士です」とのことです。他にも、一般財団法人メンタルケア協会が認定する精神対話士という資格があります。「孤独感や寂しさ、心の痛みを感じている人（クライアント）に寄り添い、暖かな対話を通して気持ちを受け入れ共感し、人生に生きがいを持ち、よりよい生活を送れるよう精神的な支援を行う心の訪問ケアの専門職」です。

さて、平成26年4月施行の改正精神保健福祉法の附則第8条には、「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」について検討を加えるとされています。そして、平成27年度の障害者総合福祉推進事業では、「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」を日精協が受託して行います。この事業ではアドボケーター機能について検討することが重要であるとされ、モデル事業を実施し、アドボケーターガイドラインを作成することになっています。アドボケーターの日本語訳は代弁者、支援者ということになりますが、アドボケーターがどのように入院患者さんに関わるのか、病院スタッフとの連携はどのようにするのかなどの枠組みの提示を行います。アドボケーターは患者さんの話を「傾聴」することが基本になりますが、病識が乏しく、現実的な理解が低下している患者さんの話を、どの程度折り合いをつけて「傾聴」できるのか、アドボケーターの資質や力量も問われます。精神科病院としては、患者さんの話を十分に「傾聴」できない場合、アドボケーター機能が病院にとって役立つのであれば積極的に活用してもよいのかもしれません。

最後に、私の話を「傾聴」していただきありがとうございます。